

随意契約の結果

平成19年8月1日～8月31日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構本店

業務又は物品購入等契約の名称 及び数量等	契約担当役の氏名及び その所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
ノート型パソコン賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会 社 東京都港区浜松町2丁目4番1号	1,587,288円	会計規程第25条第1項 本業務は、業務上使用するノート型パソコンの 賃貸借契約であるが、業務上、当該パソコンを 引き続き使用することが最も効率的であり、契 約相手方と契約を締結することが必要不可欠 であったため、随意契約を行ったものである。	
本支店間オンラインシステム機器 賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	4,300,400円	会計規程第25条第1項 本業務は、業務上使用するノート型パソコンの 賃貸借契約であるが、業務上、当該機器を引 き続き使用することが最も効率的であり、契約 相手方と契約を締結することが必要不可欠で あったため、随意契約を行ったものである。	
証券化支援業務に関する調査研究	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月3日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	64,050,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、証券化支援業務に関する情報収 集、調査及び提案・助言を行うものである。契 約相手方は平成13年度から前年度まで民間住 宅ローンの証券化支援に係る調査研究を行っ ており、当機構の証券化支援事業に係る商品 性等についても熟知している上、金融技術に関 する高度な専門知識・ノウハウを有しており、こ れまでも当機構の証券化支援事業の伸長に大 きく貢献・十分な成果を挙げていることから、契 約相手方として最適であったため、随意契約を 行ったものである。	
本支店間オンラインシステムの再構築 に係る移植対象資産の一部変換につ いて	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月9日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	14,973,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、当機構の本支店オンラインシステム に係る再構築の一環として、所要のメンテナ ンスを行うものである。契約相手方はこれまで当 該システムを運用及びメンテナンスを行ってい ることから最新の環境を最も熟知しており、契 約相手方として最適であることから随意契約を 行ったものである。	
営業支援システム開発に係る詳細設 計業務の委託	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月9日	ソフトブレン(株) 東京都港区港南1-8-15	14,490,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、当機構が使用する営業支援システ ムの詳細設計を行うものである。契約相手方 は平成18年度に一般競争入札により基本設計 業務を落札しており、同業務に関連する詳細設 計業務についても効率的かつ的確に行うこと が可能であり、契約相手方として最適であるこ とから随意契約を行ったものである。	

(注1) 金額については、消費税等相当額を含む。

(注2) 当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。

独立行政法人住宅金融支援機構本店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
証券化支援事業に係る法律関係調査	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月20日	個人情報保護法に基づき非公表	14,000,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、フラット35の商品性を抜本的に見直すために法律上及び制度上の契約書等の修正を行うための調査を行うものである。契約相手方は当機構の業務内容及び関係法令に通じており、契約相手方として最適であることから、随意契約を行ったものである。	
司法書士報酬に関するソフトウェアの仕様変更	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月22日	(株)ケーエスピー 川崎市川崎区渡田1-9-14	2,184,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、独立行政法人移行に伴う抵当権移転登記に係る司法書士報酬支払に関する会計ソフトウェアに関する仕様変更を行うものである。契約相手先は、当該ソフトウェアに関する当初設定を行っており、契約相手方として最適であることから、随意契約を行ったものである。	
ALMに係る調査研究	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月24日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株) 東京都千代田区1-1-3	93,450,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、ALM運営の高度化に係る調査研究を行うものである。契約相手方は、当機構業務及びそれに対応するALMリスク分析手法について熟知しているほか、ALM運営に関するノウハウ・経験を十分を有しており、契約相手方として最適であることから、随意契約を行ったものである。	
上級管理職者研修	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1丁目4-10	平成19年8月30日	(株)グロービス 東京都千代田区二番町5-1	2,310,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、当機構の上級管理職者のマネジメント・リーダーシップ能力向上のための研修を行うものであるが、講義中心ではなくディスカッション中心、実事例によるケースメソッドを採用、実務経験豊富な講師、当機構の組織や職員の特性等に精通している等から、当機構の期待する研修内容に照らして最適であるため、契約相手方との随意契約を行ったものである。	

(注1) 金額については、消費税等相当額を含む。

(注2) 当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。